

日 薬 業 発 第 352 号  
令 和 6 年 1 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

令和6年能登半島地震にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の  
アクティブ化の延長等について（その3、その4）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間については、令和6年1月7日付け日薬業発第342号にてお知らせしたところですが、一部地域のアクティブ化範囲が追加され、期間が令和6年2月14日まで延長されました。なお、当該地域以外の地域においては、1月14日をもって終了されます（別添1、2）。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その3）
2. オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その4）

※いずれも令和6年1月11日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課及び医薬局総務課より事務連絡

事務連絡  
令和6年1月11日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡  
令和 6 年 1 月 11 日

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課

令和 6 年能登半島地震にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の  
アクティブ化の延長等について（その 3）

オンライン資格確認等システム利用規約 第 21 条第 2 項及び 電子処方箋管理サービス利用規約 第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、『令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）』（令和 6 年 1 月 1 日付事務連絡）等にてお示ししたところですが、下記のとおり、一部地域の医療機関・薬局についてアクティブ化を延長するとともに、当該地域以外の地域の医療機関・薬局については、令和 6 年 1 月 14 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますよう、お願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町 富山県氷見市 高岡市
期間	令和 6 年 2 月 14 日まで（延長）

※上記に加え、国立大学法人富山大学附属病院（富山県富山市）  
福井県済生会病院（福井県福井市）を追加。

以上

別添2

事務連絡  
令和6年1月11日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省医薬局総務課令和 6 年能登半島地震にかかる  
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の  
アクティブ化の延長等について（その 4）

オンライン資格確認等システム利用規約第 21 条第 2 項及び電子処方箋管理サービス利用規約第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、『令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）』（令和 6 年 1 月 1 日付事務連絡）等にてお示ししたところですが、下記のとおり、一部地域の医療機関・薬局についてアクティブ化範囲に加えるとともに、当該地域以外の地域の医療機関・薬局については、令和 6 年 1 月 14 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますよう、お願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

## ○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 <u>野々市市</u> <u>能美郡川北町</u> 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町 富山県氷見市 高岡市
期間	令和 6 年 2 月 14 日まで

※下線部が追加対象地域。

※上記に加え、国立大学法人富山大学附属病院（富山県富山市）

福井県済生会病院（福井県福井市）も対象。

以上